

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会検討報告

平成16年5月27日、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会が設置され、今後の対策や現地の再生などについて、部会も含めて延べ27回にわたって会議を開催してまいりました。

検討にあたっては、市民の安全・安心の確保を第一に、まず、技術的見地から検討を加え、次いで、再発防止のための仕組みの確立、さらには将来的な市の財政負担も考慮したうえで、どのような対策を実施すべきかといったことを念頭に検討を行ってまいりました。

今般、検討内容をとりまとめるに至りましたので、下記のとおり御報告致します。

記

- 1 報告内容 別添「報告書」のとおり
- 2 提言 検討結果を踏まえた委員会としての提言は以下のとおりである。(報告書より抜粋)

(1) 安全性の確保について

詳細調査及び現在も継続して実施されているモニタリング調査の結果から、現時点において生活環境の保全上の支障が生じているとは認められない。一方、法面崩落や内部発熱など、将来、生活環境の保全上の支障が生じるおそれが全くないとは言えないが、残置、一部撤去、全量撤去のいずれの案を採用しても、必要な対策を施すことにより、環境基準など法律に基づく各種の基準を達成でき、生活環境の安全は確保できると考える。

今後対策内容を決定するうえで、技術的見地から留意すべきと思われる事項は以下のとおりである。

- ① 対策手法等の詳細については、対策を実施する段階でさらに詰める必要があること。
- ② 廃棄物の掘削・選別作業にあたっては、アスベストの飛散防止など、周辺環境、作業環境の安全確保に努めること。
- ③ 鉛が土壌含有量基準を超過している箇所も含め、今後恒久的な対策を実施するにあたっては、必要に応じて補足調査を実施したうえで適正に処理すること。
- ④ 水処理施設を設置する場合、下水道への接続が非常に有効であると考えられることから、具体的に検討すること。

なお、現地の処理に関しては、安全性の観点から早急に着手してほしいという地域住民の強い要望があったことを付言する。

(2) 市民協働による不法投棄の再発防止について

岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会の指摘、提言を真摯に受け止め、市政の体質改善並びに再発防止について、アクションプランの着実な推進など、一層の取り組みが強く望まれる。

また、このような事態を再び起こさないためには、行政のみでなく事業者そして市民が、産業廃棄物問題を共通の課題として認識することが重要であり、当委員会として以下の取り組みを求めるものである。

- ① 再発防止について
 - 1) 当事案の今後の監視あるいは廃棄物問題の啓発等を目的とした市民参加による協働組織（市民参加型の委員会）を設置すること。
 - 2) 循環型社会の構築に努めること。
 - 3) 不法投棄行為者及び排出事業者等の責任追及を徹底し、事業者等の意識向上を図ること。

② 役割分担について

産業廃棄物が広域的に持ち込まれていることから、補完性の原則に基づき、国、県、市の役割を明確にするための仕組みの構築を国、県へ働きかけること。

(3) 現地の廃棄物処理方策について

技術部会からの報告をもとに処理方策について検討を重ねた。その過程では、「再発防止のためにも土砂・コンクリートがらも含めて全量撤去すべき」とする考え方、「全量撤去を前提に段階的に対策を実施するのが適当である」とする考え方、あるいは、「財政等も考慮し、実現可能な範囲で最大限必要な対策を施すのが適当である」とする考え方などが示されたが、検討の結果、以下のように提言するものである。

① 今後の対策について

- 1) 不法投棄行為者及び排出事業者等に対し責任に応じて全量撤去を求めること。
- 2) 代執行も止むを得ない状況が見込まれる場合、当委員会における検討結果や調査結果などを総合的に勘案し、できるだけ速やかに、まず混合物主体層全量を掘削・選別し、将来的に支障を及ぼすおそれがないとは言えない木くず、紙、布、プラスチック類の撤去を進め、金属類などそれ以外の廃棄物については、選別状況、モニタリング調査結果や地元の意見などを踏まえて判断すること。
- 3) 今後実施するモニタリング調査等において生活環境保全上の支障が認められた場合は、速やかに周知するとともに、緊急に措置を講じること。
- 4) 選別・撤去にあたっては、資源としてのリサイクルの可能性も考慮すること。
- 5) 地権者及び地元等の理解を得られれば、現場での廃棄物焼却施設の設置も考えられること。

② 責任追及について

不法投棄行為者及び排出事業者等の責任追及を徹底し、極力事業者による撤去を図ること。

③ 費用負担について

- 1) 代執行が見込まれる場合は、事業者、職員等からの拠出による基金の設置などを検討すること。
- 2) 引き続き国、県へ財政支援を求めること。
- 3) 対策の実施にあたっては、市の施設の活用や最新技術の導入など、費用の低減に極力努めること。

④ 再生について

コストを考慮したうえで、植生の導入による緑化が適当であること。

(4) その他

対策実施にあたっては、地域経済に寄与できるような方策を検討すること。

平成18年3月23日

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

委員長 吉田 良生

副委員長 藤縄 克之